

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部

第 2 3 回 本 部 会 議

日時：令和2年9月14日（月）

場所：本庁3階テレビ会議等

1 開 会

2 議 事

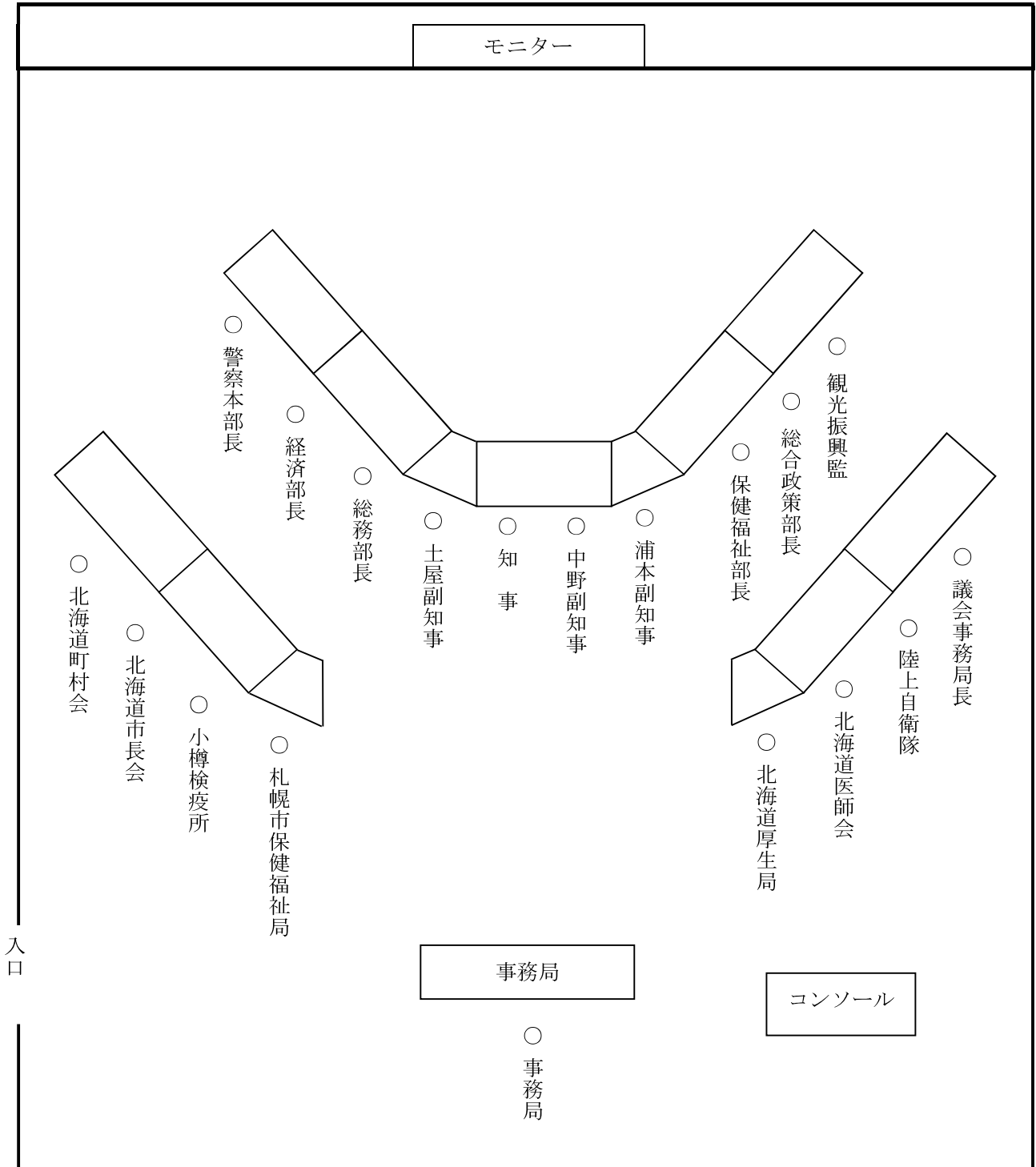
- ・新型コロナウイルス感染症について（報告事項）
- ・イベント等の開催制限について（協議事項）
- ・観光庁のG・T・トラベル事業について（報告事項）

3 閉 会

資料1	新型コロナウイルス感染症について
資料2	6月以降の段階的緩和
資料3	観光庁のG・T・トラベル事業について

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部 配席図

〔本庁3階テレビ会議室〕
令和2年(2020年)9月14日(月)



第23回 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議出席者名簿

日時:令和2年9月14日(月)
場所:本庁3階 テレビ会議室

(本部員)

所 属	職 名	氏 名
北海道(本部長) (副本部長) (副本部長) (副本部長)	知 事	鈴 木 直 道
	副 知 事	浦 本 元 人
	副 知 事	土 屋 俊 亮
	副 知 事	中 野 祐 介
総務部	部 長	平 野 正 明
	職 員	松 浦 英 則
総合政策部	危 機 管 理 監	野 村 聡
	部 長	倉 本 博 史
	知 事 室 長	濱 坂 真 一
環境生活部	地 域 振 興 監	佐 々 木 徹 彦
	交 通 企 画 監	柏 木 文 彦
	部 長	築 地 原 康 志
保健福祉部(総合調整員)	東 京 オ リ ン ピ ッ ク 連 携 推 進 監	阪 正 寛
	ア イ ヌ 政 策 監	長 橋 聡 徹
経済部	部 長	三 瓶 一 邦
	少 子 高 齢 化 対 策 監	京 谷 栄 庸
	観 光 振 興 監	山 岡 隆 寛
農政部	食 産 業 振 興 監	大 谷 岡 俊 則
	農 政 部 長	小 田 原 輝 和
水産林務部	食 の 安 全 推 進 監	小 宮 藤 田 大
	部 長	佐 藤 卓 也
建設部	部 長	小 林 敏 克
	建 築 企 画 監	長 浜 光 弘
出納局	会 計 管 理 者	三 井 真 也
企業局	北 海 道 公 営 企 業 管 理 者	佐 々 木 誠 也
道立病院局	北 病 院 事 業 管 理 者	鈴 木 信 寛
議会事務局	局 長	近 藤 晃 司
北海道教育委員会	教 育 部 長	小 玉 俊 宏
北海道警察本部	本 部 長	小 島 裕 史

(地方本部)

所 属	職 名	氏 名
空知総合振興局	局 長	高 野 瑞 洋
石狩総合振興局	局 長	佐 藤 則 子
後志総合振興局	局 長	北 谷 啓 幸
胆振総合振興局	局 長	花 岡 祐 志
日高総合振興局	局 長	北 村 英 則
渡島総合振興局	局 長	鳴 海 拓 史
檜山振興局	局 長	永 山 秀 明
上川総合振興局	局 長	中 島 俊 明
留萌振興局	局 長	宇 野 稔 弘
宗谷総合振興局	副 局 長	岩 田 伸 正
オホーツク総合振興局	局 長	橋 本 智 史
十勝総合振興局	局 長	水 戸 部 裕 司
釧路総合振興局	局 長	山 口 修 裕
根室振興局	局 長	遠 藤 俊 充
東京事務所	所 長	森 隆 司

(オブザーバー)

所 属	職 名	氏 名
厚生労働省北海道厚生局	健 康 福 祉 部 長	里 平 倫 行
陸上自衛隊北部方面総監部	防 衛 衛 課 長	田 村 秀 樹
小樽検疫所	総 務 課 庶 務 係 長	菊 地 龍 介
札幌市保健福祉局 保健所	健 康 企 画 課 長	鈴 木 信 一
旭川市保健所	健 康 推 進 課 長	伊 藤 藤 豊
一般社団法人北海道医師会	事 務 局 長	安 達 達 督
北海道市長会	事 務 局 長	吉 澤 政 昭
北海道町村会	政 務 部 長	熊 谷 裕 志

新型コロナウイルス感染症について

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部（R2.9.14）

1 発生の状況

- (1) 道内の発生状況及び検査の状況
別紙のとおり
- (2) 国内の発生状況（厚生労働省発表）
9月13日0時までに確認されている感染者は74,544例
入院治療等を要する者6,814名、死亡者は1,423名

2 国などの対応

- (1) 着実な検疫の実施及び強化（全ての航空便において質問票の配布、機内アナウンスの拡大、健康カードの配布等の強化）
- (2) 国内における感染拡大防止に向けた対策の強化（地方自治体、医療機関と連携、地方衛生研究所での検査）
- (3) 国民への情報提供（宿泊施設への周知、国民向けQ & A）
- (4) 2月1日、新型コロナウイルス感染症を指定感染症（感染症法第6条）及び検疫感染症（検疫法第2条第3項）に指定
- (5) 2月1日、都道府県に対し「帰国者・接触者外来」、「帰国者・接触者相談センター」の設置指示。
- (6) 2月9日、地方衛生研究所における検疫業務（クルーズ船）に関連する検査への協力依頼
- (7) 2月12日、新型コロナウイルス感染症に関する流行地域に浙江省を追加
- (8) 2月13日、無症状病原体保有者の入院を措置対象へ追加
- (9) 2月15日、都道府県に対し「帰国者・接触者相談センター」、「帰国者・接触者外来」の更なる充実について依頼。
- (10) 2月17日、都道府県、保健所設置市及び特別区に対し、感染症に関する行政検査の対象者を取りまとめた旨通知。
- (11) 2月17日、新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について公表。
- (12) 2月18日、無症状病原体保有者の退院及び就業制限の取扱いを変更。
- (13) 2月20日、「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」を公表
- (14) 2月20日、職場における拡大防止に向けた取り組みについて、経済団体に要請。
- (15) 2月24日、専門家会議見解（「ここ1～2週間が瀬戸際」）
- (16) 2月25日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を決定
- (17) 2月25日、厚生労働省にクラスター対策班を立ち上げ、国立感染症研究所の専門家チームを北海道に派遣（3名）。
- (18) 2月27日、釧路市へ国立感染症研究所の専門家チーム派遣（2名）
- (19) 2月27日、第15回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、首相が全国全ての

- 小学校、中学校、高校、特別支援学校について、3月2日から春休みまで臨時休業とすることを要請。
- (20) 2月28日、当本部の感染症対策チームから北見市へ国立感染症研究所の専門家チーム派遣（2名）するとともに、その後任として、北海道に追加派遣（1名）。
 - (21) 2月29日、総理緊急記者会見で臨時休校の趣旨説明、所得減少に伴う助成金制度創設などの今年度予備費2,700億円を活用した緊急対応策第2弾のとりまとめを表明。
 - (22) 3月1日、第16回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、道内の感染者の広がりが見える市町村住民へのマスク配布のため、国民生活緊急安定措置法に基づくメーカーに対するマスクの国への売り渡しを表明。
 - (23) 3月2日、専門家会議見解（「この一両日で明らかになったこと」、「北海道で実施すべき対策」）
 - (24) 3月3日、保健師を北海道に派遣（2名）
 - (25) 3月3日、厚生労働省が国民生活安定緊急措置法に基づきメーカーに対し、マスクの売渡しを指示。中富良野町及び北見市への優先配布を表明。（3月5日より配布）
 - (26) 3月5日、第17回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、水際対策を強化（中国・韓国からの航空便の到着空港を成田、関空に制限、入国者の14日間の待機要請を表明。（3月9日より適用））
 - (27) 3月9日、専門家会議見解（「一定程度持ちこたえている」、「北海道の対策の効果」）
 - (28) 3月10日、厚生労働省がせたな町、美瑛町、木古内町、知内町へのマスクの優先配布を表明。（3月12日より配布）
 - (29) 3月10日、新型インフルエンザ等対策特別措置法改正案閣議決定
 - (30) 3月10日、第19回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策一第2弾一発表
 - (31) 3月11日、WHOがパンデミック（世界的な大流行）を宣言
 - (32) 3月13日、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法が成立。
 - (33) 3月17日、厚生労働省が道内35市町村の介護施設等へのマスクの優先配布を表明。（3月19日より配布）
 - (34) 3月18日、第20回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、水際対策を強化（イタリア、スペイン、スイスの一部、アイスランドからの入国拒否（3月19日から適用）。欧州諸国、イラン、エジプト38カ国からの入国者の14日間の待機要請を表明（3月21日より適用））。
 - (35) 3月23日、第22回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、水際対策を強化（アメリカ合衆国からの入国者の14日間の待機要請を表明（3月26日より適用））。
 - (36) 3月26日、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部を設置、直ちに、都道府県対策本部を設置するよう通知。
 - (37) 3月26日、第23回対策本部で、水際対策を強化（イタリアやスペイン、ドイツなどヨーロッパ21か国とイランからの入国拒否と東南アジア、中東、アフリカからの帰国者の14日間の待機要請を表明（3月27日より適用））。
 - (38) 3月28日、第24回新型コロナウイルス感染症対策本部で、クラスター対策の強化や爆発的な患者の急増に備えて病床の確保することを盛り込んだ「新型コロナウイルス

感染症対策の基本的対処方針」を決定。

- (39) 4月1日、第25回新型コロナウイルス感染症対策本部で水際対策を強化（入国拒否を73の国と地域に拡大（4月3日から適用））。
- (40) 4月7日、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策について閣議決定。
- (41) 4月7日、緊急事態宣言。（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県において4月7日から5月6日まで）
- (42) 4月7日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を改定し、「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」、「緊急事態の対象都道府県による外出自粛等の協力要請」などを明記。
- (43) 4月11日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を改定し、「緊急事態宣言の対象都道府県以外の都道府県が、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛について、強く促す」ことを明記。
- (44) 4月16日、全国に緊急事態宣言。（4月7日に緊急事態宣言が出されている7都府県のほか、新たに北海道を含む40道府県において4月16日から5月6日まで）
- (45) 4月16日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を改定し、緊急事態宣言の対象区域を全都道府県に拡大するとともに、「4月7日に緊急事態宣言が出されている東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県のほか、この7都府県と同程度にまん延が進んでいる北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府を特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある都道府県を特定警戒都道府県（13都道府県）」として明記。
- (46) 4月18日、札幌市へ国立感染症研究所の専門家チーム派遣
- (47) 4月22日、専門家会議見解（「人との接触を8割減らす、10のポイント」、「都道府県知事等の更なるリーダーシップの発揮」）
- (48) 4月27日、第32回新型コロナウイルス感染症対策本部で水際対策を強化（入国拒否を87の国と地域に拡大（4月29日から適用））。
- (49) 5月1日、専門家会議見解（「感染の状況が厳しい地域では、対策により新規感染者数が一定水準まで低減するまでは、引き続き、「徹底した行動変容の要請」が必要。」）
- (50) 5月4日、政府対策本部において、5月6日までとした緊急事態宣言の期間について、全都道府県を対象に5月31日まで延長することを決定。
- (51) 5月4日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更し、「特定警戒都道府県」で引き続き接触機会の8割削減などを明記。
- (52) 5月4日、専門家会議見解（「今後の感染拡大が当面起こり難い程度にまで、取組を継続する必要がある」、「医療提供体制については、引き続き体制強化を進めることが重要」、「長期的な対策の継続が市民生活や経済社会に与える影響という観点からの検討も行う体制整備を進めるべき」など）
- (53) 5月8日、「専門家会議提言」を踏まえ、厚生労働省のホームページ上において、可能な範囲で地域ごとのまん延の状況に関する指標等を公表。
- (54) 5月14日、専門家会議見解（「東京都、北海道、大阪府等は未だに警戒が必要な状況が続く」、「緊急事態措置の解除の考え方として感染状況、医療提供体制、検査体制構築などを総合的に判断することが必要」、「新しい生活様式の定着、業種別の感染拡大予防のガイドラインの実践、地域のリスク評価に応じた対応が求められる」など）

- (55) 5月14日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更し、緊急事態宣言の対象区域が変更（一部解除）され、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県が引き続き「特定警戒都道府県」とされた。
- (56) 5月14日、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを公表。
- (57) 5月14日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、各事業者が自主的な取組を実施するにあたって、「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について」経済団体などに協力を依頼。
- (58) 5月21日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更し、緊急事態宣言の対象区域が変更（関西3府県が解除）され、北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県が引き続き「特定警戒都道府県」とされた。
- (59) 5月25日、緊急事態解除宣言。
- (60) 5月25日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更し、概ね3週間ごとに地域の感染状況等を評価しながら、外出の自粛、イベント等の開催制限や施設の使用制限の要請等について段階的に緩和していく旨を明記。
- (61) 5月29日、専門家会議見解（「次なる波」を見据え、サーベイランス体制の強化、検査体制の強化、クラスター対策、医療提供体制の整備、治療法・治療薬の開発等に取り組むべき」など）。
- (62) 6月19日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、社会経済活動のレベルを一段階引き上げ、都道府県をまたぐ移動の自粛等を緩和。
- (63) 6月19日、WHO「パンデミックが加速。危険な新局面」との認識を表明。
- (64) 6月19日、「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)」の利用開始。
- (65) 7月3日、「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」を廃止し、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「新型コロナウイルス感染症対策分科会」の設置を決定。
- (66) 7月6日、「新型コロナウイルス感染症対策分科会」を開催。
- (67) 7月16日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第2回）開催。
- (68) 7月22日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第3回）開催。
- (69) 7月22日、新型コロナウイルス感染症対策本部（第41回）開催。
大規模イベントの開催制限を8月末まで延長することを決定。
- (70) 7月31日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第4回）開催。
- (71) 8月7日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第5回）開催。
- (72) 8月21日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第6回）開催。
- (73) 8月24日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第7回）開催。
大規模イベントの開催制限を9月末まで再延長することを決定。
- (74) 8月28日、新型コロナウイルス感染症対策本部（第42回）開催。
「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」を決定。
- (75) 9月4日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第8回）開催。
- (76) 9月11日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第9回）開催。
大規模イベントの開催制限を9月19日以降一部緩和することを決定。

3 道の対応

- (1) 道立保健所を通じ、医療機関へ国の通知に基づき発生時対応を通知。指定感染症としての届出基準、検査対応等について順次周知徹底。
- (2) 新型コロナウイルス検査を道立衛生研究所で実施する体制整備（1月30日から検査可能）
- (3) 道民等の皆様への情報提供、注意喚起
 - (ア) ホームページ等により道民の皆様への情報提供
 - Q & A、休日夜間の電話対応開始
 - 道民向けのリーフレット（相談・受診の目安）を作成
 - (イ) 多数の方々が利用する宿泊施設、飲食店、遊技施設等への注意喚起を徹底し、北海道外国人相談センターへの協力を依頼。
 - 1月22日、宿泊施設、関係団体等（宿泊者への対応等）、外国人相談センター
 - 1月23日、観光関係団体等
 - 1月30日、宿泊施設、観光関係団体等（衛生管理等）
 - 1月30日、交通事業者への衛生管理徹底
 - 2月10日、宿泊施設等関係団体、観光関係団体（帰国者・接触者相談センターの周知等）
 - (ウ) 保健所等による相談対応
 - 1月30日 休日・夜間の電話対応の開始
- (4) 1月29日、厚生労働省へ「新型コロナウイルス感染症に関する緊急要望書」提出
- (5) 関係会議の開催状況

1月23日	庁議	
1月24日	緊急保健所長会議	
1月24日	感染症危機管理対策本部幹事会開催	
1月28日	〃	本部設置、第1回本部会議開催
1月31日	〃	第2回本部会議開催
1月31日	緊急保健所長会議	
2月 7日	感染症危機管理対策本部	第3回本部会議開催
2月14日	〃	第4回本部会議開催
2月19日	〃	第5回本部会議開催
2月21日	〃	第6回本部会議開催
2月25日	〃	第7回本部会議開催
2月28日	〃	第8回本部会議開催
3月 3日	〃	第9回本部会議開催
3月10日	〃	第10回本部会議開催
3月18日	〃	第11回本部会議開催
3月24日	〃	第12回本部会議開催
3月27日	新型コロナウイルス感染症対策本部	第1回本部会議開催
4月 2日	〃	第2回本部会議開催
4月 3日	〃	第3回本部会議開催
4月 7日	〃	第4回本部会議開催

4月12日	〃	第5回本部会議開催
4月17日	〃	第6回本部会議開催
4月20日	〃	第7回本部会議開催
4月24日	〃	第8回本部会議開催
4月30日	〃	第9回本部会議開催
5月 4日	〃	第10回本部会議開催
5月 6日	〃	第11回本部会議開催
5月15日	〃	第12回本部会議開催
5月22日	〃	第13回本部会議開催
5月25日	〃	第14回本部会議開催
5月29日	〃	第15回本部会議開催
6月18日	〃	第16回本部会議開催
7月 9日	〃	第17回本部会議開催
7月17日	〃	第18回本部会議開催
7月27日	〃	第19回本部会議開催
7月31日	〃	第20回本部会議開催
8月 7日	〃	第21回本部会議開催
8月25日	〃	第22回本部会議開催
9月14日	〃	第23回本部会議開催

- (6) 2月7日、本庁及び保健所に「帰国者・接触者相談センター」設置、「帰国者・接触者外来」の整備
- (7) 2月25日、保健福祉部長をチーム長とする「新型コロナウイルス感染症対策チーム」を設置。(5班体制：総括班、広報班、医療体制班、保健活動班、相談対応班)
また、知事による要請のもと、厚生労働省から国立感染症研究所の専門家チームの派遣を受ける。
- (8) 2月26日、知事名で「新型コロナウイルス感染症に対応した学校の臨時休業等の要請について」を発出。
- (9) 2月28日、知事から「新型コロナウイルス緊急事態宣言」を発表、週末(2月29日、3月1日)の外出を控えることを呼びかけ。
- (10) 2月29日、知事から総理に対し「新型コロナウイルス感染症への対応に関する緊急要望」を提出。
- (11) 3月1日、知事から3月2日以降、「換気が悪く人が大勢集まる場所には行かないこと」、「風邪気味の方は自宅で休んでいただくこと」などについてメッセージ発出。
- (12) 3月2日、本庁の「帰国者・接触者相談センター」の相談時間を24時間化。
- (13) 3月4日、前日までの検査数、陽性者の内訳(死亡、退院、治療中)のホームページでの公表開始。
- (14) 3月4日、北見保健所でPCR検査を開始。
(※旭川市においても、旭川市保健所でPCR検査を開始)
- (15) 3月4日、知事から週末(3月8日、9日)の外出時の注意事項について呼びかけ。

- (16) 3月9日、衛生研究所のPCR検査機器増設（1日80人→140人）。※道全体で180人（道衛生研140、札幌市衛生研20、北見保健所10、旭川市保健所10）
- (17) 3月12日、小樽市保健所及び函館市衛生検査所でPCR検査を開始。※道全体で200人（道衛生研140、札幌市衛生研20、北見保健所10、旭川市保健所10、小樽市保健所10、函館市衛生検査所10）
- (18) 3月12日、知事から週末（3月14日、15日）の外出時の注意事項について呼びかけ。
- (19) 3月18日、知事から緊急事態宣言（2/28～3/19）の終了と新たなステージへの移行、外出時の注意事項について呼びかけ。
- (20) 3月26日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置。
- (21) 3月28日、政府の基本的対処方針の決定を受け、「北海道新型コロナウイルス感染症の対処方針」を決定。
- (22) 3月29日、千葉県内の障害者施設における利用者及び職員の施設内集団感染の発生事例の重大さを踏まえ、改めて社会福祉施設等に対し、施設内における感染拡大防止対策を徹底するよう通知。
- (23) 4月1日、道立施設及び道主催のイベント等再開。
- (24) 4月7日、政府の基本的対処方針の決定を受け、「北海道新型コロナウイルス感染症の対処方針」を改定。
- (25) 4月7日、国の緊急事態宣言を受け、4月8日から5月6日までを「新型コロナウイルス感染症集中対策期間」とすることを発表。
- (26) 4月8日、道の玄関口となる主要な交通拠点において、来道者に対する不要不急の外出自粛などを呼びかけるためチラシを配架。
- (27) 4月9日、相談対応を充実させるため、LINEを活用した相談支援のための公式アカウントを開設。
- (28) 4月12日、「新型コロナウイルス感染症対策チーム」に「宿泊療養班」を設置し、既存の総括班、広報班、医療体制班、保健活動班、相談対応班とあわせ6班体制に拡充。
- (29) 4月12日、北海道・札幌市緊急共同宣言を発表。4月14日から5月6日までの間、札幌市内の小・中・高等学校の一斉休業（札幌市からの通学生の割合が高い近隣の高等学校も同様の措置）。この間、不特定多数の人が利用する札幌市内の公共施設を休館。緊急事態宣言地域との往来自粛等。
- (30) 4月13日、「来道者・帰省者・転勤者相談ダイヤル」を開設。
- (31) 4月15日、「新型コロナウイルス感染症対策チーム」に「水際対策班」を新設し、4月15日から19日の5日間、新千歳空港国内線ターミナルの到着客に対し、道として、サーモグラフィーによる体温監視と啓発チラシによる注意喚起を実施。
- (32) 4月16日、政府の基本的対処方針の変更を受け、「北海道新型コロナウイルス感染症の対処方針」を改定。
- (33) 4月17日、知事から宿泊療養に係る自衛隊への災害派遣要請。
- (34) 4月17日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止のための「北海道」における緊急事態措置を決定。
- (35) 4月20日、北海道における緊急事態措置を改訂し、休業要請の措置などを追加。

- (36) 4月20日、札幌市内における軽症者に係る宿泊療養（宿泊施設は「東横INN札幌すすきの南」（札幌市中央区。））の開始（120名程度）。
- (37) 4月21日、「休業要請相談専用ダイヤル」を開設。
- (38) 4月24日、北海道における緊急事態措置を改訂し、スーパーマーケット、公園等における感染拡大防止の要請（協力依頼）を追加。
- (39) 4月29日、軽症者について、入院を経ずに宿泊療養を実施。
- (40) 4月30日、宿泊療養施設2棟目（「リッチモンドホテル札幌駅前」）での受入開始（最大140名程度）。
- (41) 4月30日、知事、札幌市長、北海道市長会長、北海道町村会長連名による「ゴールデンウィーク緊急メッセージ」、「医療機関の皆様への緊急メッセージ」を発表。
- (42) 4月30日、「休業協力・感染リスク低減支援金」の申請受付開始（4月30日～7月31日まで）。
- (43) 5月4日、国の「緊急事態宣言」が延長されたことを踏まえ、5月10日（日）まで休館としている道立施設について、5月15日（金）まで休館を延長することを発表。
- (44) 5月6日、国の「緊急事態宣言」が延長されたことを踏まえ、北海道における緊急事態措置を5月31日まで延長。
- (45) 5月8日、知事、札幌市長、北海道市長会長、北海道町村会長連名による緊急メッセージ第2弾を発表。
- (46) 5月8日、宿泊療養施設3棟目（「アパホテル&リゾート札幌」）での受入開始（最大670名程度）。
- (47) 5月8日、感染拡大の影響により、経済的に困窮する学生や離職を余儀なくされた方々への臨時的な就労機会を確保するため、道の会計年度任用職員の募集を開始。
- (48) 5月8日、高齢者などの社会福祉施設における感染拡大防止対策を行うため「新型コロナウイルス感染症対策チーム」に「福祉施設支援班」を設置。
- (49) 5月13日、「新型コロナウイルス感染症対策に関する今後の基本的考え方」を発表。
- (50) 5月14日、雇用調整助成金「申請サポート窓口」を開設。
- (51) 5月14日、「持続化給付金サポート窓口」を開設。
- (52) 5月15日、北海道における緊急事態措置を改訂し、石狩振興局管内を除く地域について休業要請の一部を解除。
- (53) 5月15日、知事、札幌市長、北海道市長会長、北海道町村会長連名による緊急メッセージ第3弾を発表。
- (54) 5月21日、「道立施設の再開に向けた感染防止対策の指針」を策定
- (55) 5月22日、北海道における緊急事態措置を改訂し、5月25日以降の休業要請対象施設の一部を解除。
- (56) 5月22日、宿泊療養施設「アパホテル&リゾート札幌」の一部を、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「臨時の医療施設」として位置づけ。
- (57) 5月25日、緊急事態宣言の解除を受け、「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止に向けた「北海道」における取組を発表。
- (58) 5月29日、「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針」を策定。
- (59) 5月29日、「北海道コロナ通知システム」の運用開始。
- (60) 5月29日、「経営持続化臨時特別支援金」の申請受付開始（支援金A～令和2年8

月31日まで、支援金B～令和3年1月31日まで)。

- (61) 6月1日、全ての施設の休業要請を解除、外出自粛、イベント開催制限の段階的緩和を開始(ステップ1:6月1日～6月18日)。
- (62) 6月16日、胆振総合振興局管内における新型コロナウイルス感染症に係る注意を促す「呼びかけ」(新型コロナウイルス注意報の発令)の実施(6月16日～7月6日)。
- (63) 6月19日、「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針」に基づき、「ステップ2」に移行。
- (64) 6月19日、石狩振興局管内における「呼びかけ」の実施(6月19日～7月5日)。
- (65) 6月30日、3棟の宿泊療養施設うち、「東横INN札幌すすきの南」(札幌市中央区)の契約期間が終了。
- (66) 7月5日、石狩振興局管内における「呼びかけ」の実施期間を延長(～7月22日)。
- (67) 7月6日、胆振総合振興局管内における「呼びかけ」を解除(6月16日～7月6日)。
- (68) 7月10日、新型コロナウイルス感染症対策の取組を中長期的な視点で総合的に推進するため、北海道新型コロナウイルス感染症対策本部に新たに副知事をトップとする対策本部指揮室を設置。
- (69) 7月16日、すすきの地区で発生した集団感染の早期収束に向け、札幌市と連携して合同の対策チームを設置することについて合意。
- (70) 7月17日、「札幌市・北海道合同感染症対策チーム」設置。
- (71) 7月21日、北海道新型コロナウイルス感染症対策専門会議(第4回)開催。
- (72) 7月22日、石狩振興局管内における「呼びかけ」の実施期間を延長(～8月11日)。
- (73) 7月23日、札幌市と合同で「すすきの地区臨時PCR検査センター」設置。
- (74) 7月27日、イベント等の開催制限について、8月末まで5000人以下、収容率50%の制限を維持することを決定。
- (75) 7月30日、北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議(第1回)開催。
- (76) 8月6日、北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議(第2回)開催。
- (77) 8月7日、上川総合振興局管内における「呼びかけ」の実施(8月7日～8月27日)。
- (78) 8月11日、石狩振興局管内における「呼びかけ」の実施期間を延長(～8月31日)。
- (79) 8月20日、後志総合振興局管内における「呼びかけ」の実施。
- (80) 8月24日、北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議(第3回)開催。
- (81) 8月28日、十勝総合振興局管内における「注意喚起」の実施(8月28日～9月10日)。
- (81) 9月1日、石狩振興局管内における「注意喚起」の実施。
- (82) 9月1日、日高振興局管内における「注意喚起」の実施。
- (83) 9月2日、北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議(第4回)開催。
- (84) 9月7日、「北海道における新型コロナウイルス感染症対策に関する検証中間取りまとめ」を決定。

新型コロナウイルス感染症 道内発生状況

No.	公表日	年代	性別	居住地	濃厚接触者の状況
1721	8/25	50代	男性	札幌市	札幌市公表中
1722	8/25	50代	女性	札幌市	札幌市公表中
1723	8/25	20代	女性	札幌市	札幌市公表中
1724	8/25	非公表	非公表	非公表	札幌市公表中
1725	8/25	10代	女性	札幌市	札幌市公表中
1726	8/25	非公表	非公表	東京都	調整中
1727	8/25	50代	女性	旭川市	旭川市公表中
1728	8/26	非公表	非公表	札幌市	札幌市公表中
1729	8/26	10代	女性	札幌市	札幌市公表中
1730	8/26	20代	女性	札幌市	札幌市公表中
1731	8/26	60代	女性	小樽市	小樽市公表中
1732	8/26	20代	女性	小樽市	小樽市公表中
1733	8/26	20代	女性	石狩振興局管内（江別市）	調整中
1734	8/26	非公表	非公表	十勝総合振興局管内	調整中
1735	8/27	20代	女性	札幌市	札幌市公表中
1736	8/27	20代	女性	札幌市	札幌市公表中
1737	8/27	20代	男性	札幌市	札幌市公表中
1738	8/27	20代	女性	札幌市	札幌市公表中
1739	8/27	20代	女性	小樽市	小樽市公表中
1740	8/27	30代	女性	石狩振興局管内（北広島市）	調整中
1741	8/27	20代	女性	石狩振興局管内（千歳市）	調整中
1742	8/27	80代	女性	後志総合振興局管内	濃厚接触者を特定し、健康観察中
1743	8/27	40代	女性	石狩振興局管内	調整中
1744	8/27	10代	男性	石狩振興局管内	調整中
1745	8/28	30代	男性	石狩振興局管内（北広島市）	調整中
1746	8/28	90代	男性	後志総合振興局管内	濃厚接触者を特定し、健康観察中
1747	8/28	非公表	非公表	日高振興局管内	調整中
1748	8/28	非公表	非公表	十勝総合振興局管内	調整中

1749	8/28	非公表	男性	十勝総合振興局管内	調整中
1750	8/28	50代	男性	十勝総合振興局管内	調整中
1751	8/28	20代	女性	十勝総合振興局管内	調査中
1752	8/28	20代	女性	札幌市	札幌市公表中
1753	8/28	非公表	女性	札幌市	札幌市公表中
1754	8/28	20代	男性	札幌市	札幌市公表中
1755	8/28	30代	男性	札幌市	札幌市公表中
1756	8/28	60代	男性	札幌市	札幌市公表中
1757	8/28	20代	女性	札幌市	札幌市公表中
1758	8/28	30代	男性	札幌市	札幌市公表中
1759	8/28	60代	女性	旭川市	旭川市公表中
1760	8/28	30代	女性	札幌市	旭川市公表中
1761	8/29	50代	女性	札幌市	札幌市公表中
1762	8/29	20代	男性	札幌市	札幌市公表中
1763	8/29	20代	女性	札幌市	札幌市公表中
1764	8/29	20代	男性	札幌市	札幌市公表中
1765	8/29	40代	男性	札幌市	札幌市公表中
1766	8/29	20代	女性	札幌市	札幌市公表中
1767	8/29	30代	女性	小樽市	小樽市公表中
1768	8/29	非公表	非公表	十勝総合振興局管内	現在調査中
1769	8/29	非公表	非公表	十勝総合振興局管内	現在調査中
1770	8/30	30代	男性	札幌市	札幌市公表中
1771	8/30	非公表	非公表	札幌市	札幌市公表中
1772	8/30	70代	女性	小樽市	小樽市公表中
1773	8/30	50代	男性	釧路総合振興局管内	現在調査中
1774	8/31	40代	男性	札幌市	札幌市公表中
1775	8/31	20代	男性	札幌市	札幌市公表中
1776	8/31	30代	女性	札幌市	札幌市公表中
1777	8/31	30代	女性	札幌市	札幌市公表中

1778	8/31	20代	男性	札幌市	札幌市公表中
1779	8/31	非公表	非公表	非公表	札幌市公表中
1780	8/31	非公表	非公表	日高振興局管内	現在調査中
1781	8/31	非公表	非公表	日高振興局管内	現在調査中
1782	9/1	30代	女性	札幌市	札幌市公表中
1783	9/1	20代	男性	札幌市	札幌市公表中
1784	9/1	40代	男性	札幌市	札幌市公表中
1785	9/1	20代	男性	札幌市	札幌市公表中
1786	9/1	40代	女性	札幌市	札幌市公表中
1787	9/1	40代	男性	札幌市	札幌市公表中
1788	9/1	40代	女性	札幌市	札幌市公表中
1789	9/1	20代	男性	札幌市	札幌市公表中
1790	9/1	30代	男性	札幌市	札幌市公表中
1791	9/1	非公表	非公表	札幌市	札幌市公表中
1792	9/1	20代	男性	札幌市	札幌市公表中
1793	9/1	20代	男性	札幌市	札幌市公表中
1794	9/1	非公表	非公表	非公表	札幌市公表中
1795	9/1	70代	男性	小樽市	小樽市公表中
1796	9/1	60代	女性	小樽市	小樽市公表中
1797	9/1	20代	女性	旭川市	旭川市公表中
1798	9/2	20代	男性	札幌市	札幌市公表中
1799	9/2	20代	男性	札幌市	札幌市公表中
1800	9/2	20代	女性	札幌市	札幌市公表中
1801	9/2	40代	男性	札幌市	札幌市公表中
1802	9/2	50代	男性	小樽市	小樽市公表中
1803	9/2	非公表	非公表	大阪府	現在調査中
1804	9/3	非公表	女性	札幌市	札幌市公表中
1805	9/3	20代	男性	札幌市	札幌市公表中
1806	9/3	20代	女性	札幌市	札幌市公表中

1807	9/3	70代	女性	非公表	札幌市公表中
1808	9/3	60代	男性	札幌市	札幌市公表中
1809	9/3	非公表	男性	札幌市	札幌市公表中
1810	9/4	30代	男性	非公表	札幌市公表中
1811	9/4	20代	女性	札幌市	札幌市公表中
1812	9/4	非公表	女性	札幌市	札幌市公表中
1813	9/4	20代	女性	札幌市	札幌市公表中
1814	9/4	30代	男性	札幌市	札幌市公表中
1815	9/5	非公表	非公表	非公表	札幌市公表中
1816	9/5	20代	男性	札幌市	札幌市公表中
1817	9/5	20代	女性	札幌市	札幌市公表中
1818	9/5	20代	女性	札幌市	札幌市公表中
1819	9/5	20代	女性	札幌市	札幌市公表中
1820	9/5	20代	男性	札幌市	札幌市公表中
1821	9/5	非公表	女性	札幌市	札幌市公表中
1822	9/5	非公表	非公表	札幌市	札幌市公表中
1823	9/5	30代	女性	札幌市	札幌市公表中
1824	9/5	40代	男性	東京都	小樽市公表中
1825	9/6	30代	男性	札幌市	札幌市公表中
1826	9/6	20代	男性	札幌市	札幌市公表中
1827	9/6	30代	女性	札幌市	札幌市公表中
1828	9/6	30代	男性	札幌市	札幌市公表中
1829	9/7	20代	男性	札幌市	札幌市公表中
1830	9/7	20代	女性	札幌市	札幌市公表中
1831	9/7	30代	女性	札幌市	札幌市公表中
1832	9/7	非公表	女性	札幌市	札幌市公表中
1833	9/7	非公表	非公表	札幌市	札幌市公表中
1834	9/7	40代	男性	石狩振興局管内	現在調査中
1835	9/8	30代	女性	札幌市	札幌市公表中

1836	9/8	非公表	非公表	札幌市	札幌市公表中
1837	9/8	20代	女性	札幌市	札幌市公表中
1838	9/8	20代	男性	札幌市	札幌市公表中
1839	9/8	20代	男性	非公表	札幌市公表中
1840	9/8	20代	非公表	札幌市	札幌市公表中
1841	9/8	非公表	女性	札幌市	札幌市公表中
1842	9/8	30代	男性	札幌市	札幌市公表中
1843	9/8	非公表	男性	札幌市	札幌市公表中
1844	9/8	20代	男性	札幌市	札幌市公表中
1845	9/8	40代	女性	石狩振興局管内	現在調査中
1846	9/9	30代	男性	札幌市	札幌市公表中
1847	9/9	20代	男性	札幌市	札幌市公表中
1848	9/9	非公表	非公表	非公表	札幌市公表中
1849	9/9	20代	男性	札幌市	札幌市公表中
1850	9/10	50代	女性	札幌市	札幌市公表中
1851	9/10	30代	女性	札幌市	札幌市公表中
1852	9/10	30代	男性	非公表	札幌市公表中
1853	9/10	60代	男性	札幌市	札幌市公表中
1854	9/10	20代	男性	札幌市	札幌市公表中
1855	9/10	20代	女性	札幌市	札幌市公表中
1856	9/10	20代	女性	札幌市	札幌市公表中
1857	9/10	30代	男性	札幌市	札幌市公表中
1858	9/10	40代	男性	札幌市	札幌市公表中
1859	9/10	10代	女性	石狩振興局管内	現在調査中
1860	9/10	10代	女性	札幌市	旭川市公表中
1861	9/11	20代	女性	札幌市	札幌市公表中
1862	9/11	20代	女性	札幌市	札幌市公表中
1863	9/11	非公表	非公表	非公表	札幌市公表中
1864	9/11	非公表	非公表	非公表	札幌市公表中

1865	9/11	60代	女性	旭川市	旭川市公表中
1866	9/11	30代	女性	旭川市	旭川市公表中
1867	9/12	20代	男性	札幌市	札幌市公表中
1868	9/12	30代	女性	札幌市	札幌市公表中
1869	9/12	40代	女性	札幌市	札幌市公表中
1870	9/12	20代	女性	札幌市	札幌市公表中
1871	9/12	30代	男性	札幌市	札幌市公表中
1872	9/12	非公表	非公表	非公表	札幌市公表中
1873	9/12	非公表	非公表	札幌市	札幌市公表中
1874	9/13	70代	男性	札幌市	札幌市公表中
1875	9/13	20代	男性	札幌市	札幌市公表中
1876	9/13	非公表	非公表	非公表	札幌市公表中

■検査及び患者の状況（9月13日現在）

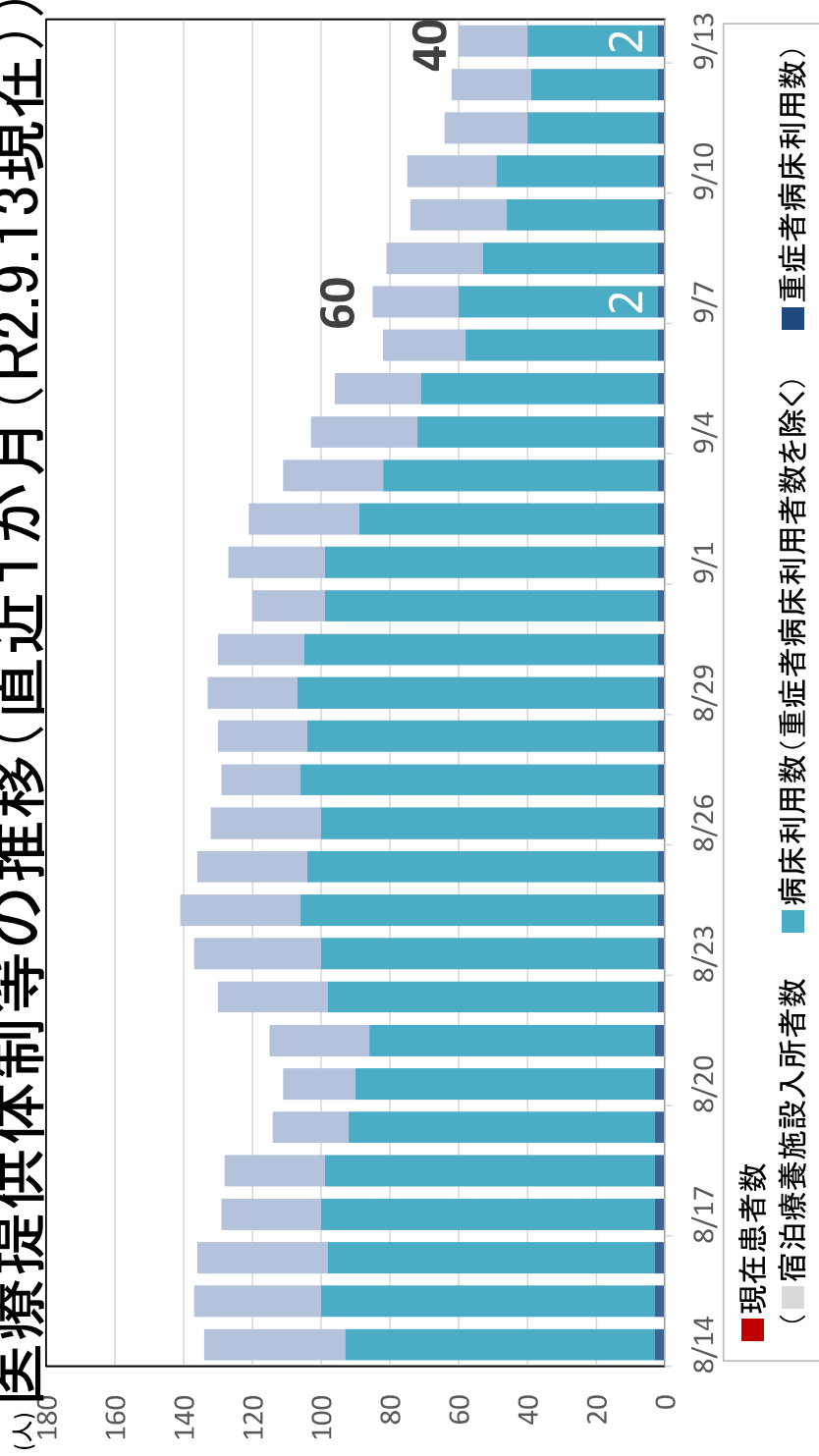
	検査件数	49,898	
1	陽性累計	1,876	A
2	陰性確認済累計	1,710	B
3	死亡累計	106	C
4	現在患者数	60	D (A - B - C)
	うち現在入院患者	40	
	うち宿泊療養施設入所者	20	

■宿泊療養施設入所者数

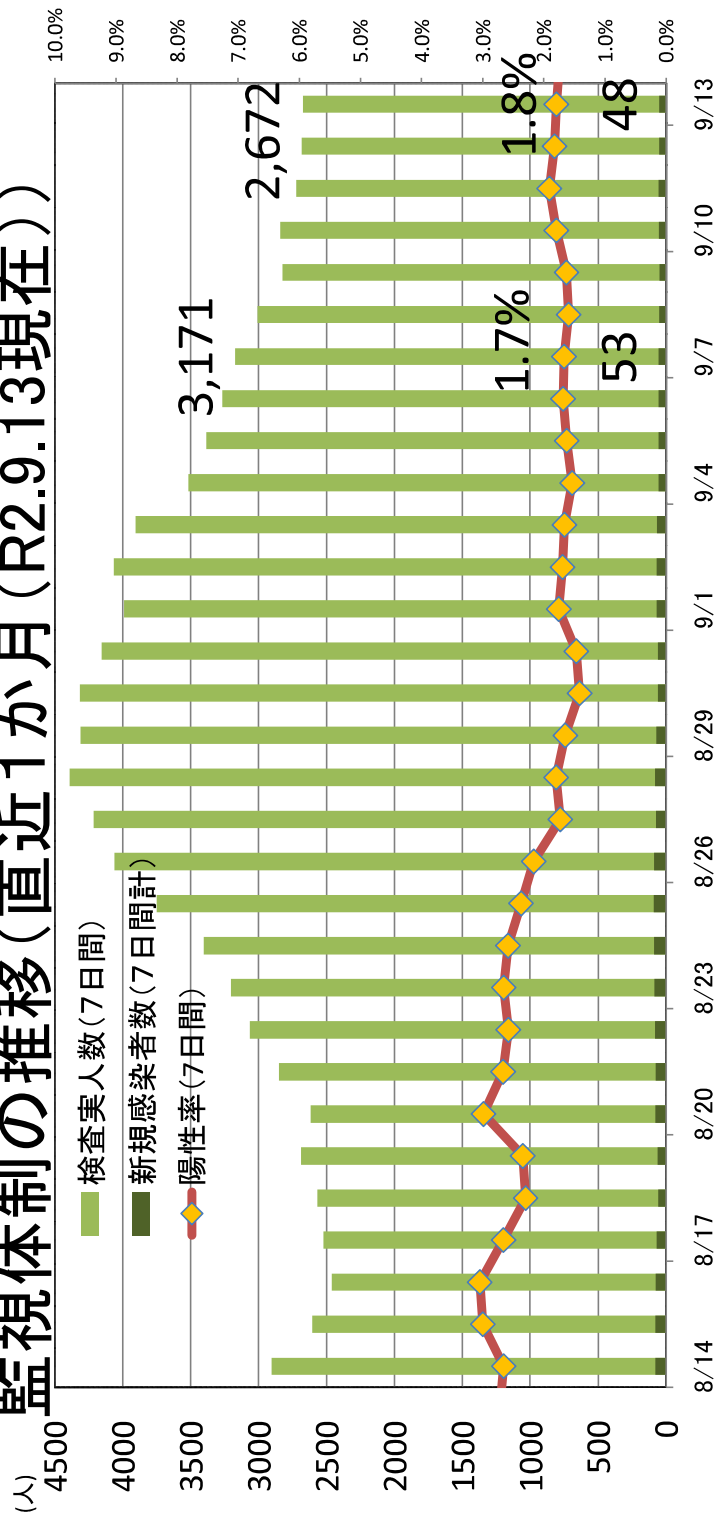
(9月13日14時00分現在)

施設名	入所者数	退所者数	総入所者数	
東横INN札幌すすきの南	-	-	-	- 6月30日付け契約終了
リッチモンドホテル札幌駅前	-	-	-	- 8月31日付け契約終了
アパホテル&リゾート札幌	1	4	20	
合計	1	4	20	

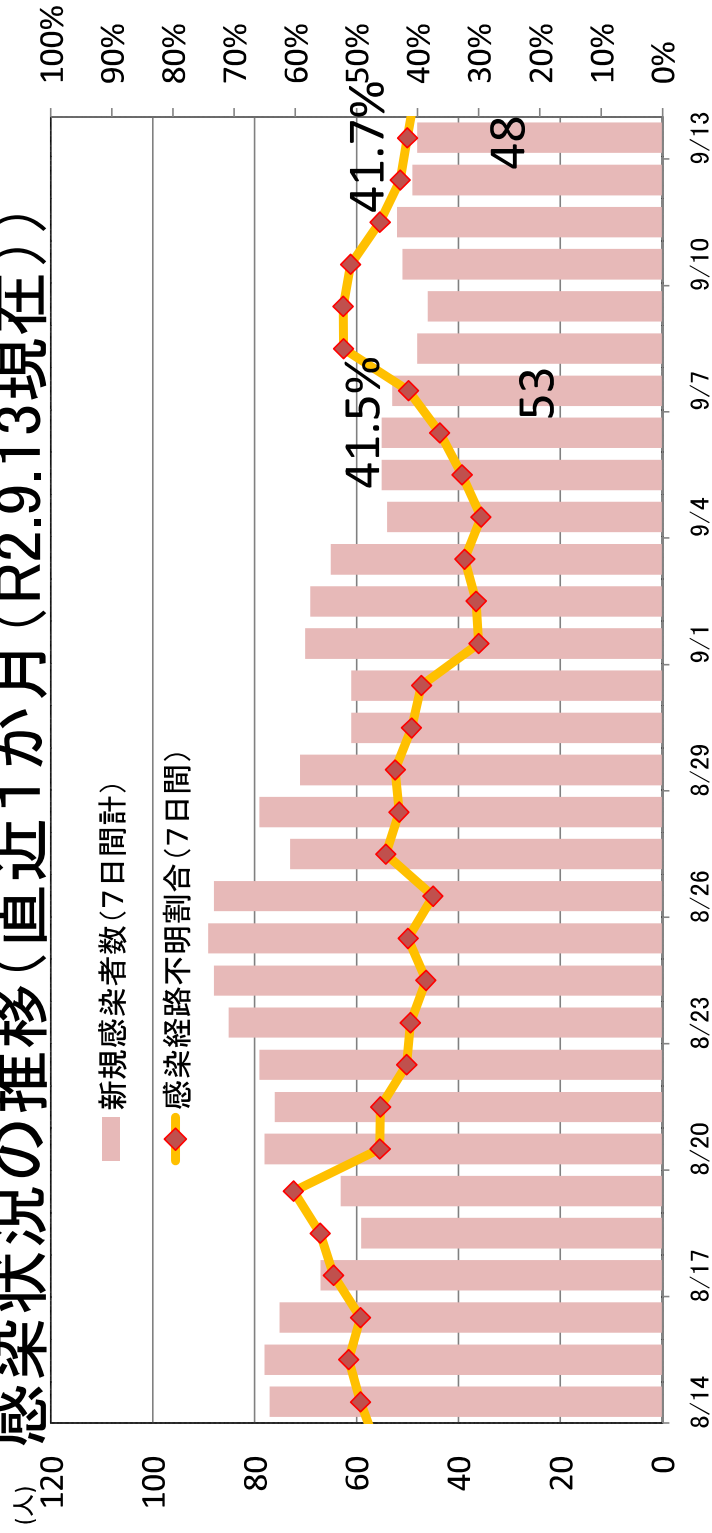
医療提供体制等の推移(直近1か月(R2.9.13現在))



監視体制の推移(直近1か月(R2.9.13現在))



感染状況の推移(直近1か月(R2.9.13現在))



これまでの感染事例で見られた主な行動や場所

夜の街



飲み会やライブ等への参加



他都府県との往来



「北海道新型コロナウイルス感染症 健康相談センター」 (フリーコール) の開設について

1 趣旨

北海道における新型コロナウイルス感染症に関する「一般相談」及び「帰国者・接触者相談センター」は、この間、道本庁や道立保健所において、直営により運営してきたところですが、今般、当該相談機能を次により業務委託し、「北海道新型コロナウイルス感染症 健康相談センター」として、新たに開設し、道立保健所の業務負担軽減とともに、窓口の一本化及びフリーコールによる相談者の利便性向上を図ることとしました。

2 健康相談センターの概要

名 称	北海道新型コロナウイルス感染症 健康相談センター
委 託 先	株式会社メディカルコンシェルジュ
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症に関する一般相談 ・ 発熱等の症状のある方からの相談対応 ・ 来道者・帰省者・転勤者への相談対応
開設日時	9月16日(水) 午前9時～
電話番号	0800-222-0018 (フリーコール)

3 現行との比較

9/16 (水) 9:00まで	→	9/16 (水) 9:00以降
感染症に関する一般相談窓口		フリーコールに変更 ----- 直接道立保健所に寄せられた電話への対応 (保健所の業務負担軽減)
帰国者・接触者相談センター本庁窓口		
来道者・帰省者・転勤者相談ダイヤル		
各道立保健所 帰国者・接触者相談センター		

(北海道新型コロナウイルス感染症対策本部指揮室)

項目	項目	ステップ1	ステップ2	ステップ3	移行期間後
外出の自粛等	施設の利用	慎重に対応	6/1～6/18	7/10～7/31	8/1～9/30
	接待を伴う飲食店、ライブハウス等				
	他都府県との不要不急の往来				
	札幌との不要不急の往来				
使用制限の施設等	業種別のガイドラインが策定済の施設	慎重に対応	6/19～7/9	7/10～7/31	8/1～9/30
	接待を伴う飲食店、ライブハウス等				
	屋内イベント				
	屋外イベント				
イベントの開催制限等	屋内イベント	100人以下 収容率50%	1,000人以下 収容率50%	5,000人以下 収容率50%	5,000人以下 収容率50%
	屋外イベント	200人以下 十分な間隔	1,000人以下 十分な間隔	5,000人以下 十分な間隔	5,000人以下 十分な間隔
	施設の利用		「北海道スタイル」の実践 による感染拡大の防止 (新しい生活様式の実践 等)		
	使用制限の施設等		「北海道スタイル」の準備が 整った施設から順次再開		

(改訂後)

6月以降の段階的緩和

項目	項目	ステップ1	ステップ2	ステップ3	移行期間後
外出の自粛等	施設の利用	慎重に対応	慎重に対応	7/10～7/31	8/1～9/18
	接待を伴う飲食店、ライブハウス等				
	他都府県との不要不急の往来				
	札幌との不要不急の往来				
使用制限の施設等	業種別のガイドラインが策定済の施設	慎重に対応	慎重に対応	7/10～7/31	8/1～9/18
	接待を伴う飲食店、ライブハウス等				
イベントの開催制限等	屋内イベント	100人以下 収容率50%	1,000人以下 収容率50%	5,000人以下 収容率50%	5,000人以下 収容率50%
	屋外イベント	200人以下 十分な間隔	1,000人以下 十分な間隔	5,000人以下 十分な間隔	

9/19～11月末

「北海道スタイル」の実践
による感染拡大の防止
(新しい生活様式の実践 等)

「北海道スタイル」の準備が
整った施設から順次再開

別紙

イベント等の開催制限（9/19～11月末）

別紙

収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度とする（両方の条件を満たす必要）

	収容率	人数上限
イベント の類型	<p>大声での歓声・声援 等がないことを前提 としうるもの</p> <p>クラシック音楽コンサート、 演劇等、舞踊、伝統芸能、 芸能・演芸、公演・式典、 展示会 等</p> <p>⇒ 詳細は次頁を参照</p> <hr/> <p>100%以内 (席がない場合は適切な間隔)</p>	<p>①収容人数 1万人超 ⇒ 収容人数の50%</p> <p>②収容人数 1万人以下 ⇒ 5,000人</p>
<p>大声での歓声・声援 等が想定されるもの</p> <p>ロック、ポップコンサート、 スポーツイベント、公営競技、 公演、ライブハウス・ナイトク ラブでのイベント 等</p>	<p>50%^(※)以内 (席がない場合は十分な間隔)</p>	

(※) 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくてもよい。
(収容率が50%を超える場合がある。)

各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるもの の例

大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものの例

音楽

クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲等）、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート

演劇等

現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス等

舞踊

バレエ、現代舞踊、民族舞踊等

伝統芸能

雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞等

芸能・演芸

講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術等

公演・式典

各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式等

展示会

各種展示会、商談会、各種ショー

※映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用する

大声での歓声・声援等が想定されるものの例

音楽

ロックコンサート、ポップコンサート等

スポーツイベント

サッカー、野球、大相撲等

公営競技

競馬、競輪、競艇、オートレース

公演

キャラクターショー、親子会公演等

ライブハウス・ナイトクラブ

ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント

※遊園地（いわゆる絶叫系のアトラクション）についても同様の考え方を適用する

(注) ・上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。
・イベント中（休憩時間やイベント前後を含む。以下同じ。）の食事については業種別ガイドラインで制限。また、イベント中の食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱わない。

イベント等の開催制限の緩和を適用する場合の条件（感染防止の取組と公表）

○消毒の徹底（感染リスクの拡散防止）

○マスク着用の担保（感染リスクの拡散防止）

- ・マスクを持参していない者がいた場合は**主催者側でマスクを配布し、着用率100%を担保**

○参加者及び出演者の制限（感染リスクの拡散防止）

- ・有症状者の出演・入場を確実に防止する措置の徹底（**検温の実施**、有症状の出演者は出演・練習を控えること、主催者が**払い戻しの措置等を規定しておくこと**等）

○参加者の把握（感染リスクの拡散防止）

- ・事前予約時又は入場時に**連絡先を確実に把握**することや、**北海道コロナ通知システム**や**接触確認アプリ**（COCOA）のダウンロード促進等の**具体的措置**を講じること（例：アプリのQRコードを入口に掲示すること等）

○大声を出さないことの担保（大声の抑止）

- ・大声を出す者がいた場合、**個別に注意、対応等ができるよう体制を整備**（人員を配置する等）
- ・スポーツイベント等では、**ラッパ等の鳴り物を禁止**し、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備

○密集の回避（イベントの入退場や休憩時間における三密の抑止）

- ・**入退場列や休憩時間の密集を回避する措置**（人員の配置、導線の確保等）や**十分な換気**
- ・**休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染防止**
- ・入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限の実施

○演者・観客間の接触・飛沫感染リスクの排除

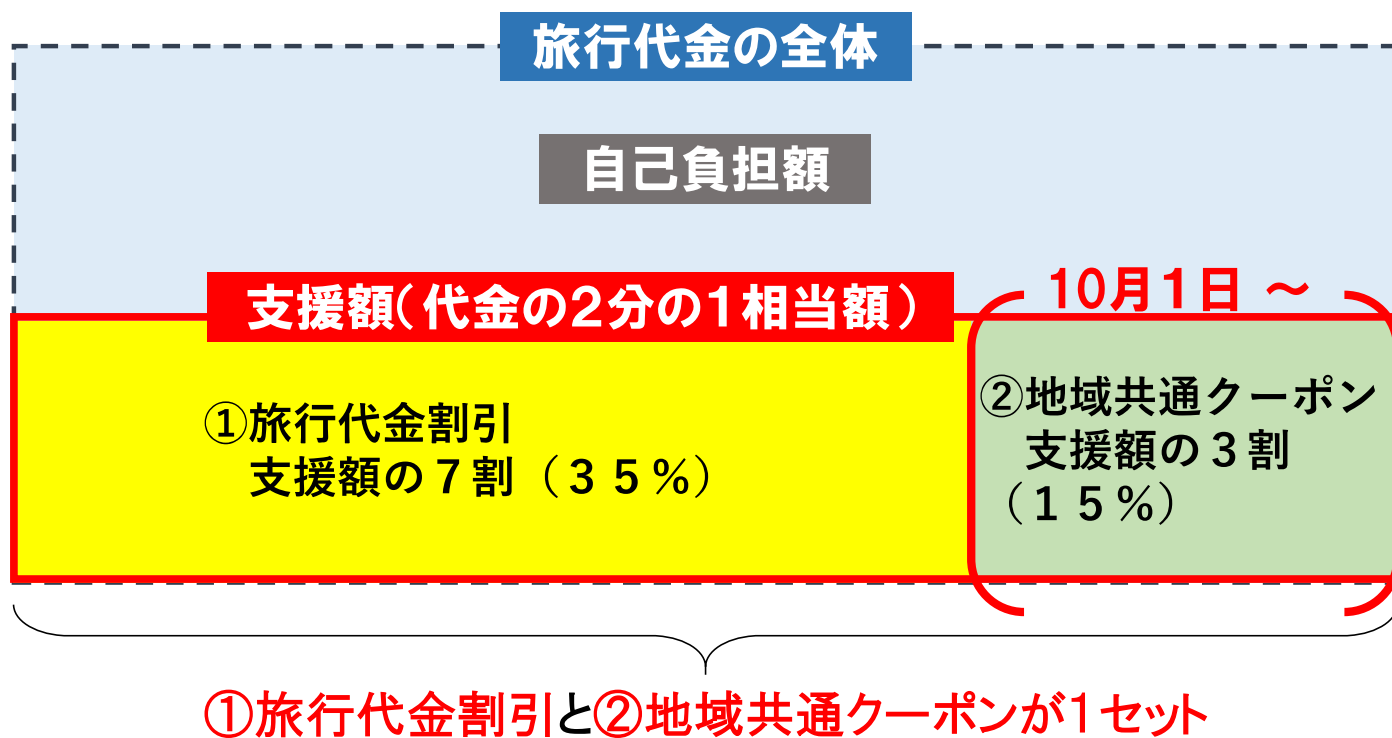
- ・**演者・選手等と観客が**催物前後・休憩時間等に**接触しないよう確実な措置を講じる**とともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる

○催物前後の行動管理（交通機関、イベント後の打ち上げ等における三密の抑止）

- ・公共交通機関・飲食店等での密集を回避するために、交通機関・飲食店等の分散利用を注意喚起、可能な限り、**予約システム等の活用により分散利用を促進**

1 支援額

- **国内旅行**を対象に宿泊・日帰り旅行代金の**1/2相当額**を支援
- 一人一泊当たり**2万円が上限**(日帰り旅行については、**1万円が上限**)



※出展: 観光庁HPを元に道で作成

2 事業対象

- **令和2年7月22日(水)事業開始**
- **10月1日(木)以降、東京都を目的地**としている旅行、**東京都に居住する方**の旅行を対象(検討中)

新しい旅の エチケット

感染リスクを避けて
安心して楽しい旅行



旅先の
状況確認、
忘れずに。



マスク着け、
私も安心、
周りも安心。



楽しくも、
車内のおしゃべり
控えめに。



旅ゆけば、
何はともあれ、
手洗い・消毒。



混んでたら、
今はやめて、
後からゆっくり。



握手より、
笑顔で会釈の
旅美人。



おしゃべりを
ほどほどにして、
味わうグルメ。



間あけ、
ゆったり並べば、
気持ちもゆったり。



こまめに換気、
フレッシュ外気は
旅のごちそう。



毎朝の健康チェックは、
おしゃれな旅の
身だしなみ。



おみやげは、
あれこれ触らず
目で選ぼう。

ひとり一人の協力が、みんなの楽しい旅を守ります

旅行業協会 協力：国土交通省・観光庁